

# 国家戦略特区制度について

# 国家戦略特区制度の基本的な考え方

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 (略)

3 この法律において「規制の特例措置」とは、第十条、第二十八条の四及び第三十条第一項第七号を除き、法律により規定された規制についての第十二条の二から第二十五条の六までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項及び第二十八条の四において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。)・主務省令(第三十九条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。)又は第二十七条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。



- 国家戦略特別区域となるためには、「国家戦略特別区域を定める政令」により、国の指定を受ける必要がある。
- 指定された区域内で規制の特例の適用を受けるためには、活用する特例を位置付けた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。特例の設け方は以下のとおり。

① 法律による規制： 国家戦略特別区域法に特例を規定

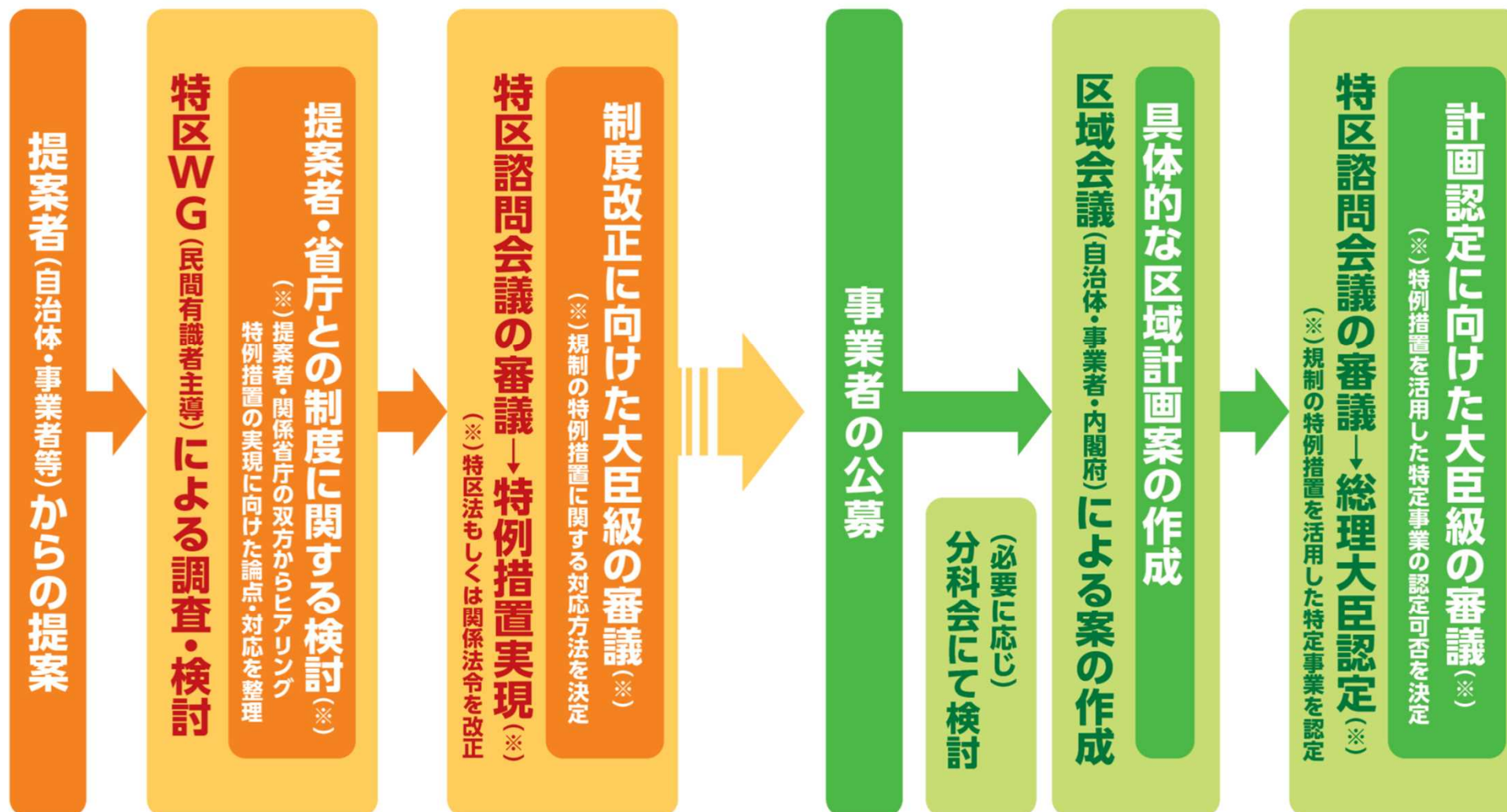
← 法改正が必要

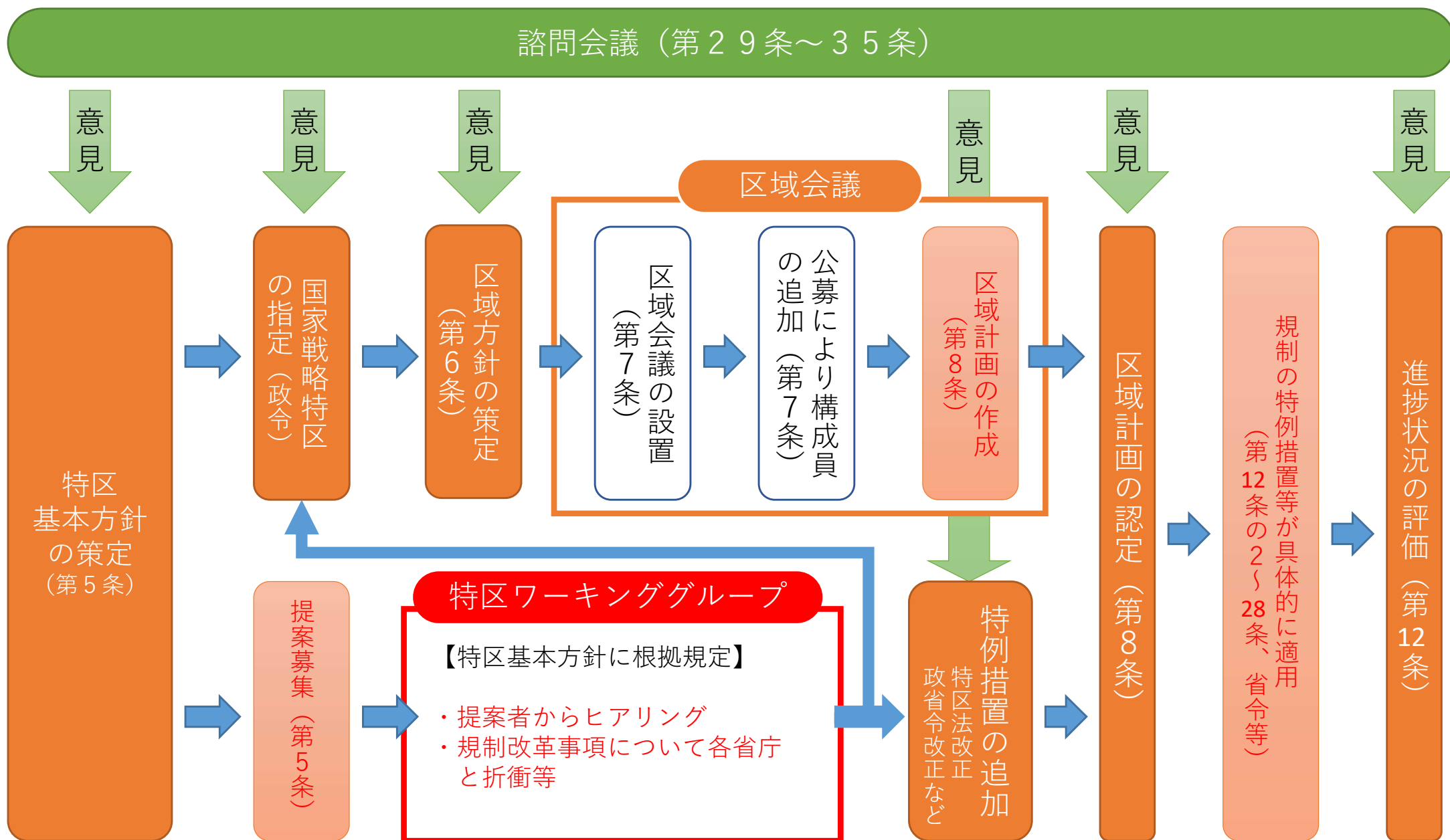
② 政令、省令又は告示による規制： 国家戦略特別区域法施行令、共同省令又は共同告示に特例を規定 ← 政省令・告示の改正が必要

③ 政令、省令又は告示による規制で、地方公共団体の事務に係るもの： 当該地方公共団体の条例に特例を規定 ← 条例改正が必要

## 特例措置の創設

## 個別の事業認定





# 諮問会議及びWGメンバー

## 特区諮問会議

### 【議長】

岸田 文雄 内閣総理大臣

### 【議員】

自見 はなこ 内閣府特命担当大臣(地方創生)

林 芳正 内閣官房長官

鈴木 俊一 財務大臣

河野 太郎 内閣府特命担当大臣(規制改革)

新藤 義孝 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)  
兼 経済再生担当大臣

### 【有識者議員】

垣内 俊哉 株式会社ミライロ代表取締役

越塚 登 東京大学大学院情報学環教授

菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

中川 雅之 日本大学経済学部教授

南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役  
会長

## 特区ワーキンググループ

### 【座長】

中川 雅之 日本大学経済学部教授

### 【座長代理】

落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパート  
ナー弁護士

### 【委員】

阿曾沼元博 順天堂大学 客員教授  
医療法人社団滉志会社員・理事

安藤 至大 日本大学経済学部教授

安念 潤司 中央大学大学院法務研究科教授

岸 博幸 慶應義塾大学大学院教授

菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

堀 天子 森・濱田松本法律事務所  
パートナー弁護士

本間 正義 アジア成長研究所特別教授  
東京大学名誉教授

安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

- **1次指定**  
[平成26年5月1日]
- **2次指定**  
[平成27年8月28日]
- **3次指定**  
[平成28年1月29日]
- **スーパーシティ型  
国家戦略特区**  
[令和4年4月15日]
- **デジタル田園健康特区**  
[令和4年4月15日]

